3 注文衣料

- Q 注文を受けて作る私立学校指定の学生服は、都条例の対象になるのか。
- A 告示で、「注文衣料のうち次に掲げるもの (1) 紳士服 (2) ワイシャツ (3) 婦人服 (4) 学生服」と指定されており、学生服は対象となる。
- Q 注文を受けて編むセーターは対象か。
- A 注文衣料は、告示で、「生地を販売した事業者が当該生地を購入した者又は贈答された 者の委託により縫製した衣料をいう」と規定されており、布を縫製して作る衣料品を対 象にしている。したがって、セーターは対象外。
- Q 注文衣料において、表示すべき「事業者名」は販売事業者名か。
- A 実施要領において、「表示義務者は、消費者より直接注文を受けた事業者とする」と規 定しており、事業者名は販売事業者となる。
- Q ズボンの裏地についても繊維の組成を表示すべきか。
- A 実施要領において、「繊維の組成とは、衣料の表生地、裏生地を組成し、編成し、または構成している糸を組成する繊維」と規定しており、裏地についても繊維組成を表示する。